

事 務 連 絡
令和3年4月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（依頼）

令和3年4月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加され、東京都については4月12日から5月11日、京都府及び沖縄県については4月12日から5月5日までを実施期間とすることとなり、これに伴う基本的対処方針の変更を受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について、別添1のとおり事務連絡がまいりました。

また、政府対策本部を受けて持ち回り開催された第22回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添4のとおり、大臣指示がありました。

つきましては、貴都道府県におかれては、貴都道府県登録の旅行業者等に対し、テレワーク等の推進、基本的対処方針の改定を受けた催物の開催制限、施設の使用制限等、別添について着実に実施して頂くよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】別紙ご参照

【添付資料】

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長
「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年4月9日変更)

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「テレワーク等の推進について」

(別添2参考) 基本的対処方針抜粋

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(補足として、令和2年11月12日付、令和3年2月26日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付)

(別添3参考1) 201112【内閣官房事務連絡】 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

(別添3参考2) 210226【内閣官房事務連絡】 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

(別添4) 第22回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示